

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

「まん延防止等重点措置」解除等に伴う学校教育活動について（通知）

日頃は、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、本県に適用されていた「まん延防止等重点措置」は、9月12日（日）の期限をもって解除されることとなりました。一方、本日の「高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で、県の感染症対応の目安では、「非常事態（紫）」が継続となり、特に感染者の多い高知市には、昼夜を問わず不要不急の外出自粛等の協力要請を継続することとなりました。また、南国市については、不要不急の外出自粛等の協力要請が、9月12日（日）を持って終了することとなりました。

このことを受け、**9月13日（月）～9月26日（日）まで**の学校教育活動を下記のとおりとします。
なお、9月27日（月）以降については、県内の感染状況を踏まえ、改めて通知します。

記

1 「まん延防止等重点措置」に基づく対応を行っている学校の登下校時間について

9月13日（月）より登下校時間を通常どおりとする。登下校の際もマスクを着用するなど感染症対策を徹底させること。

2 学校教育活動の対応について

区分	対象校	活動方針		
1	県：「非常事態（紫）」による、高知市所在の県立学校、高知市からの通学生徒が過半数を超える県立学校及び全ての県立特別支援学校 ※以下の通り	教科等	衛生管理マニュアル（P54～）に示されている【レベル3地域】に準じた取組（別紙1）に基づき行うこと。	
		行事等	学校行事、対外的行事の中止、延期又は内容の見直しをすること。	
		補習	課業日の一斉補習は校長の判断により認めるが、週休日等の一斉補習は禁止とする。なお、個別補習・進路指導については校長の判断により認める。その際、十分な感染対策を講じること。	
		部活動	課業日は、1時間程度までの部活動を認めるが、原則、週休日等の部活動は禁止とする。	
	高等学校（14校）	高知東高校・高知南高校・高知工業高校 高知追手前高校・高知丸の内高校 高知小津高校・高知北高校・高知西高校 高知国際高校・春野高校・高知東工業高校 岡豊高校・伊野商業高校・高知海洋高校		
	中学校（2校）	高知南中学校・高知国際中学校		
	特別支援学校（13校）	県内全ての県立特別支援学校		
2	県：「非常事態（紫）」による、上記以外の県立学校	教科等	衛生管理マニュアル（P54～）に示されている【レベル3地域】に準じた取組（別紙1）に基づき行うこと。	
		行事等	学校行事、対外的行事の中止、延期又は内容の見直しをすること。	
		補習	十分な感染対策を講じた上で実施すること。	
		部活動	「特別警戒（赤）」と同様の活動とし、「平日1時間程度まで、週休日等2時間程度まで」とする。ただし、週休日の活動は土日どちらかとする。	

3 感染拡大防止のための取組の徹底について

令和3年8月23日付け3高保体第524号「新学期に向けた感染防止対策の徹底について（依頼）」を再度確認し、初動対応の徹底や児童生徒の心のケアの対応など対策を十分に講じた上で、学校教育活動を実施すること。また、体調不良等の症状が有る場合や、同居の家族の健康状態によっては、登校や出勤を控えるようにさせる。

4 四国大会及び全国大会の上位大会につながる県予選大会へ出場する部活動の対応について

「2 学校教育活動の対応について」の区分1に該当する学校においても、四国大会及び全国大会につながる県予選大会へ出場する場合は、校長の判断により、大会の1ヶ月前から「特別警戒（赤）」と同様の活動を認める。その際、生徒、保護者の意向を必ず確認し、その意思を尊重すること。

なお、合同チームについては、校長の判断により週休日のどちらかで2時間以内の合同練習を認める。ただし、校長間で連絡を密に図り、感染症対策を十分に講じて行うこととする。

5 その他

学校で陽性者が発生した場合、陽性者との行動履歴をもとに、保健所が濃厚接触者の特定を行っており、その際、マスクを外しての会話等が判断基準にもなっていることから、マスクの着用について再度徹底を行うこと。

【担当】

保健体育課 田邊、池田、中内 (TEL:088-821-4900)

高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)

特別支援教育課 濱口、吉井 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」抜粋（P54）

【レベル3 地域】

下記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

新学期に向けた感染防止対策の徹底について（依頼）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者が急増しており、高知県でも新型コロナウイルス感染症対応の目安のステージが「非常事態（紫）」に引き上げられました。また、本県でも感染力の強いデルタ株への置き換わりが進んでいる状況であり、若い世代への感染が拡大しています。

夏季休業中は旅行や帰省等、県内外での往来があり、新学期に学校においてクラスターの発生も危惧されることから、別添「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」(令和3年8月20日付け事務連絡 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)の内容を確認のうえ、感染防止対策の徹底をお願いします。また、新学期を迎えるにあたって、感染防止対策として特に校内で確認しておく必要がある項目を下記にまとめました。

さらに、12歳以上で接種が始まっている新型コロナワクチン接種に関しても正しい知識を身につけられるよう、『新型コロナウイルス感染症 正しく知って予防しよう』（別紙1）及び『新型コロナワクチン接種を指導する場合のポイント』（別紙2）を作成しましたので、全校集会等での説明や保護者への配布など、学校の実態に応じた方法で活用いただきますよう併せてお願いします。

なお、併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

1 初動対応の徹底

(1) 学校への報告の徹底等について

<教職員への徹底>

- ・発熱等の症状がある場合は学校長に報告するよう徹底し、勤務させないでください。
- ・発熱等の症状があり医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症の疑いでPCR検査等を受けた場合も、直ちに学校長に報告するよう徹底してください。また、PCR検査等の結果で陰性を確認するまで出勤させないでください。
- ・濃厚接触者（※）として保健所から連絡があれば、自宅待機となり出勤できないため、直ちに学校長に報告するよう徹底してください。

（※濃厚接触者と特定された場合には、2週間の自宅待機となります。）

<児童生徒・保護者への協力要請>

- ・体調不良で病院においてPCR検査等（抗原検査を含む）を受ける場合や児童生徒が濃厚接触者として保健所から連絡があった場合は、感染者発生を想定した学校での初動対応及び感染拡大防止のため、直ちに学校に連絡してもらおうよう改めて保護者をお願いをしてください。

(2) 学校において感染者が発生した場合の対応について

「県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応(令和2年12月14日通知)」についての内容を再度確認し、職員会議等においてシミュレーションを行う等、迅速な初期対応ができるよう準備をお願いします。

なお、今後も現在の感染症流行状況が継続する場合には、保健所業務が逼迫し、学校内の濃厚接触者の判断等について相当な時間を要したり、接触者についての調査が行われないことも想定されます。

このため、各学校においては、これまで同様チェックリストに基づき対応するとともに、**濃厚接触者の定義には当てはまらない者についても幅広くリスト化**していただき、保健所による判断に時間を要する場合には、このリストをもとに臨時休業の実施や期間等を県教育委員会と協議の上、判断することとします。

濃厚接触者の定義	感染者の感染可能期間（発症2日前～）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。 ・感染者と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内を含む）があった者。 ・手で触れることのできる範囲（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者。
濃厚接触者の定義には当てはまらない者	・特に感染者がマスクを着用していない場面（昼食時、部活動等）で活動をともにしていた者を重点的に把握。 （*県教育委員会がこれまでの感染事例を基に設定したもの）

2 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」に基づく出席停止基準について

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・（国のレベル2や3の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急増している地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

※国のレベル3は、県の「特別警戒・非常事態」に相当します。「非常事態」となったことにより、感染拡大を防ぐため、同居の家族の健康状態によっても登校を控えることとなります。この対応についてはご家庭の協力が必要ですので、保護者の理解と協力が得られるよう、家庭への連絡も併せてお願いします。

※**感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒についても、感染経路が不明な患者が急増している地域においては、欠席の扱いとしないよう配慮をお願いします。**また、当該児童生徒に対しては、必要に応じてICTの活用を図りつつ、学級担任や養護教諭等を中心とした心身の状況の把握やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアに適切に取り組むよう併せてお願いします。

※基礎疾患等がある児童生徒については、感染した場合の重症化リスクが高いケースもあるため、必要に応じて主治医等に相談し、個別に登校の判断を行ってください。

3 感染者・濃厚接触者への対応について

感染者または濃厚接触者と特定された者については、日々の心身の健康状態について電話連絡等で確認し、心のケアにも適切に取り組むこと。また、自宅療養又は自宅待機中の学習について、課題等の準備を行い学びの保障と継続に取り組むようお願いいたします。

4 緊急事態宣言が発令された場合の対応について

令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの通知文において、「緊急事態宣言の対象区域の高等学校については、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むこと」とされていることから、各学校においても感染状況に応じた適切な対応が図られるよう準備をお願いいたします。

5 その他

(1) 部活動について

令和3年8月19日付け3高保体第516号通知による「新型コロナウイルス感染症のステージ変更に係る対応について（通知）」（別紙3）での対応とします。

(2) 緊急連絡体制の確認について

各学校において、現在構築している緊急連絡体制の再点検をしてください。

また、中・高等学校の多くで登録していただいています「すぐーる」について、感染症対応等の緊急連絡に効果的に活用するため、今一度確認をお願いいたします。

【担当】

保健体育課 北村、廣田、山中 (TEL:088-821-4928)

高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)

特別支援教育課 濱口、吉井 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】